

# ZTV ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

## 第1条（利用規約の適用）

株式会社 ZTV（以下「当社」という。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）が「IP 通信網サービス契約約款」（以下「ドコモ光約款」という。）に基づき提供する IP 通信網サービス（以下「ドコモ光」という。）で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」（以下「本サービス」という。）を提供するために「ZTV ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」（以下「本規約」という。）を定めます。

2. 当社が別に定める「Z-LAN サービス加入契約約款」（以下「ZTV 約款」という。）は、本サービスの性質に反しない限り、本規約について準用します。本サービスの契約者（以下「本契約者」という。）は、準用される ZTV 約款を承諾したものとします。ZTV 約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。

3. ZTV 約款に定める Z-LAN インターネット接続サービスの契約者が、Z-LAN インターネット接続契約に代えてドコモ光契約（タイプ C）を締結（以下「転用」という。）した場合、Z-LAN インターネットのキャンペーン割引およびケーブルテレビサービス等とのセット割引は停止し、ZTV 各種サービスとのセットメニューによる新たな割引が以下のとおり適用されます。

### 【ドコモ光向け割引】

ZTV 対象サービス名（セット対象）	割引額（税込）
ケーブルテレビ（ベーシックコース/デジタルコース）とケーブルプラス電話（津エリア）	月額 1,650 円 割引
ケーブルテレビ（ベーシックコース/デジタルコース）とケーブルプラス電話（津エリア以外）	月額 1,100 円 割引
ケーブルテレビ（ベーシックコース/デジタルコース）とケーブルライン（津エリア）	月額 1,606 円 割引
ケーブルテレビ（ベーシックコース/デジタルコース）とケーブルライン（津エリア以外）	月額 1,056 円 割引
ケーブルテレビ（ベーシックコース/デジタルコース）（津エリア）	月額 1,100 円 割引
ケーブルテレビ（ベーシックコース/デジタルコース）（津エリア以外）	月額 550 円 割引
ケーブルテレビ（コンパクトコース/ライトコース）とケーブルプラス電話（津エリア）	月額 1,375 円 割引
ケーブルテレビ（コンパクトコース/ライトコース）とケーブルプラス電話（津エリア以外）	月額 770 円 割引
ケーブルテレビ（コンパクトコース/ライトコース）とケーブルライン（津エリア）	月額 1,331 円 割引
ケーブルテレビ（コンパクトコース/ライトコース）とケーブルライン（津エリア以外）	月額 726 円 割引
ケーブルテレビ（コンパクトコース/ライトコース）（津エリア）	月額 825 円 割引
ケーブルテレビ（コンパクトコース/ライトコース）（津エリア以外）	月額 220 円 割引

4. 第2項および第3項の規定に関わらず、本契約者は ZTV 約款第5条に定める最低利用期間を準拠しないこととします。

## 第2条（契約の単位）

当社はドコモ光 1 利用契約に対し、1 の本サービス契約を締結します。

## 第3条（サービスの内容）

本サービスはベストエフォートサービスです。

2. 本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプは以下のとおりです。

- (1) ドコモ光戸建てタイプ C

#### 第4条（契約申込みの方法）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約およびドコモ光約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提示を求めることがあります。

#### 第5条（契約申込みの承諾）

本サービスの契約申込みにあたり、NTT ドコモによるドコモ光の申込みの承諾が必要です。

2. 本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以て契約締結とします。

3. 当社は、申込者が次の各号に該当する場合、契約申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難である場合。
- (2) 申込者が工事に関する費用等、諸料金の支払いを怠る恐れがある場合。
- (3) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力と判断される場合。
- (4) 申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。
- (5) その他当社の業務遂行上、著しい支障があると認められる場合。

#### 第6条（契約内容の変更）

本サービスを利用するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、第3条第2項も変更します。

#### 第7条（契約者が行う契約の解除）

本契約者が本サービスの契約解除を希望する場合には、NTT ドコモが定める方法により、ドコモ光の契約者からNTT ドコモへ届け出るものとします。

#### 第8条（当社が行う契約の利用停止および解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの契約を停止または解除することができるものとします。

- (1) 本契約者が本規約およびZTV約款に違反した場合。
- (2) 契約締結後、本規約第5条第3項各号に定める事由が判明した場合。

2. 本契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合におけるその事実を、当社がNTT ドコモへ通知することに同意するものとします。

#### 第9条（契約解除に係る責任）

本規約第7条、第8条の本サービスの契約解除に伴い発生する本契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

#### 第10条（契約者情報の取り扱い）

本契約者は本サービスの提供を目的として、当社とNTT ドコモとの間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することをあらかじめ同意します。

- (1) 本サービスおよびドコモ光の申込み手続きの処理状況

- (2) 本サービスおよびドコモ光の利用契約の変更にかかる事実
- (3) 本サービスの利用契約内容
- (4) 本契約者からの問合せ内容
- (5) 本契約者の利用料金等支払状況

#### 第 11 条（譲渡の禁止）

本契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡または貸与することはできません。

#### 第 12 条（利用料金）

本サービスの料金に係る債権は NTT ドコモに譲渡し、本サービスに対応するドコモ光のご利用料金としてドコモ光約款の定めに基づき NTT ドコモより請求いたします。

2. 前項の規定にかかわらず、本サービスの付加機能の料金については、当社より請求いたします。

3. 前項の規定により、当社が請求した付加機能の料金について、本契約者が当社の定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は本サービスの契約を解除いたします。

4. NTT ドコモは、本条第 1 項に基づいて当社より譲り受けた本サービスの利用料金にかかる債権を、債権回収業者等の NTT ドコモが指定する事業者に再譲渡することができるものとし、本契約者はこれに同意するものとします。

5. 本契約者の責めによらない事由により、本契約者が本サービスまたはドコモ光を全く利用できない状態が 24 時間以上継続して生じた場合、契約者は、ドコモ光約款の定めに従い、本サービスまたはドコモ光を全く利用できなかった時間（24 の倍数に限ります）に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、すでに本契約者が支払いを完了していた場合には、ドコモ光約款の定めに従い、NTT ドコモがこれを返還するものとします。また、当社は、本サービスまたはドコモ光を利用できなかったことに起因する本契約者の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第 13 条（本サービスの変更・廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスの内容を変更または廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日をサービスの提供終日と定めます。

2. 当社は、本サービスの内容を変更または廃止とする際、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法（ホームページ上の掲示を含みます。）により本契約者に通知するものとします。

3. 当社は、本条第 1 項による本規約および本サービスの内容を変更または廃止について、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し一切の責任は負いません。

#### 第 14 条（契約者名義が異なる場合の取り扱い）

本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本サービスおよびドコモ光の契約の申込みを、当社および NTT ドコモがそれぞれ認める場合、本契約者は ISP 料金にかかる債務をドコモ光の契約者がドコモ光約款の定めに従い引き受けることについて同意するものとします。

2. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、第 12 条第 5 項に基づく本サービスの料金の免除または返還の必要が生じた場合には、本契約者は NTT ドコモがドコモ光の契約者名義に対してのみこれをするについて同意するものとします。

## **第 15 条（規約の変更）**

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2. 前項による本規約の変更の際には、変更後の規約の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## **附則**

本規約は、2025 年 1 月 13 日より施行します。